# 携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備案 についての意見に対する考え方

### (注意事項)

○ ご意見については、原則として提出されたご意見にある該当箇所を参考に分類をしていますが、特に該当箇所が明示されていないものや、いただいた該当箇所とは異なる形で分類した方が適切だと思われるものについては、総務省において分類しています。

### 1. 提出意見数

・各種団体
・放送事業者
・携帯電話事業者及びその関係者
・その他
・その他
・匿名
・匿名
13件
合計
76件

※ 個々の事業者・団体がどの分野に分類されるかについては、総務省の判断により行った。

### 2. 意見提出者(五十音順)

### 【各種団体:9件】

- 1. ISDB-T マルチメディアフォーラム
- 2. 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
- 3. 全国向け委託事業者連絡会
- 4. 独立FM15社メディア開発研究会
- 5. (財)日本消費者協会
- 6. FLO Forum
- 7. VHF LOW 帯マルチメディア放送推進協議会
- 8. V-Low 帯全国ブロックソフト連絡会
- 9. マルチメディア放送ビジネスフォーラム

### 【放送事業者:23件】

10. 日本放送協会

### (地上テレビ、AM(13件))

- 11. 朝日放送(株)
- 12. 関西テレビ放送(株)
- 13. 九州朝日放送(株)
- 14. (株)TBS ラジオ&コミュニケーションズ
- 15. 東海テレビ放送(株)
- 16. 東海ラジオ放送(株)
- 17. (株)東京放送ホールディングス
- 18. 東北放送(株)
- 19. (株)ニッポン放送
- 20. (株)フジテレビジョン
- 21. (株)文化放送
- 22. (株)ラジオ福島
- 23. 山形放送(株)

### (FM関係(6件))

- 24. 大阪マルチメディア放送(株)
- 25. 北日本マルチメディア放送(株)
- 26. 九州・沖縄マルチメディア放送(株)
- 27. 中国・四国マルチメディア放送(株)
- 28. 東京マルチメディア放送(株)
- 29. 中日本マルチメディア放送(株)

### (衛星放送関係(3件))

- 30. (株)IMAGICA TV
- 31. スカパーJSAT(株)
- 32. (株)スカパー・ブロードキャスティング

### 【携帯電話事業者及びその関係:4件】

- 33. (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ
- 34. (株)マルチメディア放送
- 35. メディアフロージャパン企画(株)
- 36. モバイルメディア企画(株)

### 【その他:27件】

- 37. (株)eTEN
- 38. 伊藤忠商事(株)
- 39. Wistron NeWeb Corporation
- 40. (株)オークローンマーケティング
- 41. Galander S.A.
- 42. 京セラ(株)
- 43. (株)共同テレビジョン
- 44. クアルコムジャパン(株)
- 45. (株)産経デジタル
- 46. (株)JTB法人東京
- 47. シャープ(株)
- 48. (株)スクワッド
- 49. ソニー・エリクソン・モバイル コミュニケーションズ(株)
- 50. (株)ディノス
- 51. (株)ナノ・メデイア
- 52. ハリスコミュニケーションズ
- 53. Participe TV
- 54. パンテック・ワイヤレス・ジャパン(株)
- 55. (株)Big Picture International
- 56. (株)フジミック
- 57. (株)扶桑社
- 58. (株)ポニーキャニオン
- 59. マスプロ電工(株)
- 60. (株)UIE ジャパン

- 61. UQ コミュニケーションズ(株)
- 62. (株)ルネサステクノロジ
- 63. ローデ・シュワルツ・ジャパン(株)

### 【匿名:13件】

64.~76. 匿名

## 合計 76件

(注)事業者等の分類は、総務省において 便宜上設けたものです。

### 3 提出意見及びそれに対する考え方

### 1. 放送法施行規則の一部を改正する省令案及び放送普及基本計画の一部を変更する告示案

No.	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
1-1	平成 21 年 10 月 16 日付け情報通信審議会答申『「放送システムに関する技術的条件」のうち「携帯端	ご意見を踏まえ、放送法施行規則及び放送普及基本計画について
	末向けマルチメディア放送方式の技術的条件」』では、周波数条件とともに技術的条件が答申されてい	所要の修正を加えます。
	る。しかるに、左記の省令・告示改正案においては、「マルチメディア放送」のみの表現となっており、	
	90MHz から 108MHz までの周波数を用いるものと、207.5MHz から 222MHz までの周波数を用いるものと	
	が一括りとなっている。他の省令改正案等から、本改正案では 207.5MHz から 222MHz までの周波数を	
	用いて行なう放送を対象としていることが明らかであるが、本条文からはそれが読み取れない。使用周	
	波数もしくは送信の標準方式を追記してはどうか。	
	【(株)文化放送】	

### 2. 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の一部を改正する省令案

No.	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
2-1	ISDB-T をベースにした方式にすることは、地デジおよびワンセグなど既存メディア向けのハードウェア	総務省としては、ISDB-Tmm·MediaFLO のいずれも携帯端末向けマ
	及びソフトウェアリソースを有効に利用できることから、望ましいと考える。また既存リソースの活用が可	ルチメディア放送を実施する上で適切な技術方式と考えています。
	能なことから、早期の事業性確立が図れると思われ、投資資源の早期回収の面からも望ましいと考え	
	<b>a</b> .	
	また既に海外への展開を図っている ISDB-T をベースにすることは、従来の展開方針との親和性も良	
	く、採用機会も増すことが推測される。それにより設備の標準化が進み、事業展開に際するコスト低減に	
	繋がることも推測され、望ましいと考える。	
	【(株)ルネサステクノロジ】	
2-2	候補の方式である「33セグメント連結方式」=「ISDB-Tmm 方式」と「周波数選択方式」=「MedioFLO 方	総務省としては、ISDB-Tmm・MediaFLO のいずれも携帯端末向けマ
	式」の二方式のうち ISDB-Tmm 方式を支持します。	ルチメディア放送を実施する上で適切な技術方式と考えています。
	14. 5MHz と言う限られた周波数資源の中、多チャンネル映像や蓄積サービスを提供する上では可能	
	な限り十分な帯域を確保する必要があると考えます。	
	33セグメントを連結して柔軟に帯域を活用できるISDB-Tmm 方式に対して、MedioFLO 方式は4つの帯	
	域から選択する方式であり、全帯域を満たすためには非効率なシステムを構築する必要があると推測さ	
	れます。	
	また、ISDB-Tmm 方式は地上デジタル規格である ISDB-T 方式を基としている為、既存システムとの親	
	和性が高いと考えられます。この為、受信端末の開発に関してもワンセグからの展開が容易であると予	
	想され、開発の短期化による事業性の確保が可能になると考えます。	
	さらに国際競争力の観点からも、ISDB-T 方式を採用している各国への普及の可能性を秘めたもので	
	あると考えます。	
	【匿名】	

### 3. 207. 5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案(以下「開設指針案」という。)

No.	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
開設指	音針案の個別事項に関する意見	
Ξ	特定基地局の配置及び開設時期に関する事項	
3-1	世帯カバー率が、認定より3年以内に50%、5年以内に90%を基準とすることは、事業の健全性及び	今般の意見募集に係る制度整備案についての賛成意見と考えま
	発展の観点から妥当であるとし適当と考えます。	す。
	認定より 5 年以内で全国の駅カバー率 70%及び総合通信局の管轄区域ごとの駅カバー率 50%を基	
	準とすることは、事業の健全性及び発展の観点から妥当であるとし適当と考えます。	
	認定より5年以内の道路施設カバー率50%を基準とすることは、事業の健全性及び発展の観点から	
	妥当であるとし適当と考えます。	
	ただし、上記3項目の意見は地上アナログ放送の停波が2011年7月24日までに終了することを前提	
	とさせていただきます。	
	【(株)マルチメディア放送】	
3-2	世帯カバー率が、認定より3年以内に50%、5年以内に90%を基準とすることは、事業の健全性及び	
	発展の観点から妥当であるとし適当と考えます。	
	認定より 5 年以内で全国の駅カバー率 70%及び総合通信局の管轄区域ごとの駅カバー率 50%を基	
	準とすることは、事業の健全性及び発展の観点から妥当であるとし適当と考えます。	
	認定より 5 年以内の道路施設カバー率 50%を基準とすることは、事業の健全性及び発展の観点から	
	妥当であるとし適当と考えます。	
	ただし、上記3項目の意見は地上アナログ放送の停波が2011年7月24日までに終了することを前提	
	とさせていただきます。	
	【匿名】	
3-3	該当箇所におけるそれぞれの世帯カバ一率の事項について、その要求レベルを上げることは、特定	携帯端末向けマルチメディア放送の実現にあたっては、放送が最大
	基地局の設備投資の負担が大きくなり、その投資負担の回収を厳密に行うほどに、結果的にエンドユー	限に普及され、できる限り多くの国民がそのメリットを享受できる環境
	ザの受信するための料金負担額の上昇、番組視聴のための料金上昇や番組提供事業者の委託放送事	を整備することを確保するため、受信エリアのカバー率について一定
	業者に対する負担料金の上昇、などを招くこともあり得るため、電波利用可能エリアとそのエリアで真に	の基準を定めることが必要と考えています。
1	受信者の需給ニーズにマッチするよう、考慮されるべきと考える。そのため、該当箇所で要求される世帯	こうした中、ご意見にあるような点も考慮に入れ、全国の世帯カバー

カバー率の基準を緩和するか、受託放送事業者の投資負担に耐えられる程度に段階的に引き上げられ 率について、3年以内に50%以上、5年以内に90%以上になるよう

	るような事が望ましいと考える。	に、と段階的な基準を設定しているものです。
	昨今、携帯通信事業者の経営破綻等が発生しているように、過度な世帯カバー率の要求によって、受	
	託放送事業者が後に万が一破綻するような事態になると、エンドユーザおよび委託放送事業者や番組	
	供給者が困窮するだけである。	
	【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】	
3-4	特定基地局の配置について、世帯カバー率に基づく指針に加え、道路施設カバー率に基づく指針が	ご意見の前段については、今般の意見募集に係る制度整備案につ
	示されたことは、移動受信用地上放送が、自動車に搭載される受信機にて受信されるという目的に合致	いての賛成意見と考えます。
	するものであります。平成19年11月26日「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関	ご意見の後段については、全国向け放送について昨年実施した参
	する懇談会」の当フォーラムプレゼンにおいて「空白地帯だらけの大都市専用サービスでは、車載機の	入希望調査の結果等を踏まえれば携帯電話端末が主たる受信設備と
	サービスには使えない」と挙げた課題に対する改善策でもあり、道路施設カバー率の導入に賛成いたし	して想定されることから、携帯電話端末での受信環境を想定し、事業
	ます。	性等にも配慮しつつ定めたものです。
	しかしながら、5年以内のカバー率の下限が50%ではサービスエリア及びパーキングエリアの約半数	なお、電波法及び放送法の一部を改正する法律(平成21年法律第
	でマルチメディア放送のサービスが享受できない可能性があり、車で移動するユーザに対して利便性が	22号)による改正後の放送法の規定に基づき、移動受信用地上放送
	損なわれるだけでなく、ドライバーに対しての安全安心情報が充分に行き届かないことにもなりかねませ	に係る受託放送事業者は、その行う放送が放送対象地域においてあ
	ん。道路施設カバー率も、全国の駅カバー率と同等に5年以内に70%以上とすることを条件とすべきと	まねく受信できるように努めることが求められており、開設指針案にお
	考えます。	いてもその旨を認定の要件として定めています。
	【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】	
3-5	特定基地局の配置について、世帯カバー率に基づく指針に加え、道路施設カバー率に基づく指針が	
	示されたことは、移動受信用地上放送が、自動車に搭載される受信機にて受信されるという目的に合致	
	するものであり、これを支持いたします。しかしながら、5 年以内のカバー率の下限が 50%ではサービス	
	エリア及びパーキングエリアの約半数でマルチメディア放送のサービスが享受できない可能性があり、車	
	で移動するユーザに対して利便性が損なわれることになりかねません。道路施設カバー率も、全国の駅	
	カバー率と同等に 5 年以内に 70%以上とすることを条件とすべきと考えます。	
	【大阪マルチメディア放送(株)】	
3-6	特定基地局の配置について、世帯カバー率に基づく指針に加え、道路施設カバー率に基づく指針が	
	示されたことは、移動受信用地上放送が、自動車に搭載される受信機にて受信されるという目的に合致	
	するものであり、これを支持いたします。しかしながら、5年以内のカバー率の下限が50%ではサービス	
	エリア及びパーキングエリアの約半数でマルチメディア放送のサービスが享受できない可能性があり、車	

3-10	特定基地局の配置について、世帯カバー率同様に道路施設カバー率に基づく指針が示された点は、	
	携帯端末向けマルチメディア放送の重要な受信形態である自動車搭載型受信に適うものであり、これを	
	賛同いたします。ただし、5年以内に全国の道路施設カバー率が50%以上の点に関しては、ユーザーへ	
	のサービス、利便を考えれば全国の駅カバー率が70%以上とすべきとした条件と同様が妥当と考えま	
	す。	
	【中日本マルチメディア放送(株)】	
3-11	事業採算性を考慮し、努力目標とする、あるいは普及推移をみながら、より長期で段階的な計画にす	今回の意見募集に係る開設指針案においては、全国におけるカバー
	る等の柔軟な対応が必要と考えます。	率と比較して各総合通信局等の管轄区域におけるカバー率を低く設定
	また、区域ごとの世帯カバー率については、各地域の経済環境、市場環境、地理的環境には、大きく	する、5年以内の基準と比較して3年以内の基準を低く設定するなど、
	ばらつきがあるため、一律に規制するのではなく、あくまで「原則」規定とし、例外措置も認める運用にす	事業性等にも配慮しています。
	べきと考えます。	
	【(株)フジテレビジョン】	
3-12	開設計画の期間とカバー率(世帯、駅、道路施設)の基準については、事業性を踏まえ、柔軟性を持た	
	せることが適切であると考えます。	
	【(株)IMAGICA TV】	
四4	特定基地局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する事項	
3-13	同一の放送番組を同一周波数の電波で送信することは電波の能率的な利用を確保することとし適当	今般の意見募集に係る制度整備案についての賛成意見と考えま
	であると考えます。	す。
	【(株)マルチメディア放送】	
3-14	当該特定基地局のすべてにおいて、同一の放送番組を同一の周波数の電波で送信することは、電波	
	の能率的な利用の確保の観点から適当であると考えます。	
	【(株)オークローンマーケティング】	
3-15	同じ番組は、同一の周波数で送信する事が望ましいと考えます。	
	グローバル観点からみても、電波自体の能率的な利用が可能であると考えられるというのが理由で	
	す。	
	【(株)JTB法人東京】	
五年	特定基地局の円滑な開設の推進に関する事項その他必要な事項	
申	請することができる周波数の帯域幅等に関する意見	

3-16	開設計画の認定の申請をすることができる帯域幅を 14.5MHz とし、申請の数が 2 以上の場合は比較	今般の意見募集に係る制度整備案についての賛成意見と考えま
	審査により1の申請に対してするものとすることは、エリアの能率的な拡大及びマーケットの早期醸成の	す。
	観点からも適当であると考え賛同いたします。	
	【ISDB-T マルチメディアフォーラム】	
3-17	1 当協会は、昨年8月のパブリックコメントの時に、「各携帯電話の端末へのサービスの加入があるか	
	ないかによって受信できるマルチメディア放送の番組に違いがあることなど、視聴者を囲い込むような	
	形態を認めない仕組みや事業者の取り組みを期待します」という意見を提出しました。	
	2 携帯電話は今や全ての消費者にとって「必需品」です。にも拘わらず、携帯電話業界では、各事業者	
	が自分に有利な点ばかりを強調して加入させた上で、利用できないサービスがあるということが後にな	
	って分かり、解約しようとすると違約金が必要な場合もあり、ご相談も頂いています。消費者に対して	
	十分な正しい情報を与えずに囲い込むような仕組みがしばしば見受けられます。	
	3 今回の携帯端末向けの新しい放送についても、携帯電話事業者ごとの思惑によって、異なる技術規	
	格が導入される可能性があると聞いています。しかし、こういう技術規格の争いに関しては、過去にも	
	ビデオデッキ(VHS 対 $eta$ )や次世代DVDなど、業界の都合による規格争いに消費者が振り回され、不	
	利益をこうむった歴史があり、今や必需品となった携帯電話で、同じようなことが起きることは絶対に避	
	けるべきと考えます。	
	4 この点、今回の制度整備案は、比較審査を経て最終的に技術規格を1つに絞り込もうとしている内容	
	のようであり、これまでのように、事業者毎にサービスがバラバラになることを避けることができるという	
	意味からは、消費者の立場に立った提案と評価することができ、賛成したいと思います。	
	【(財)日本消費者協会】	
3-18	周波数有効利用の観点から、導入する放送方式はひとつの方式が望ましいと考える。	
	【VHF-LOW帯マルチメディア放送推進協議会】	
3-19	本指針では「開設計画の認定は、(中略)電波法第二十七条の十三第四項各号に規定する要件を満	
	たしている申請の数が一の場合は当該申請に対してするものとし、二以上の場合はそれぞれの申請に	
	ついて別表第三の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが最も高い	
	一の申請に対してするものとする。」となっている。	
	これは、この周波数帯における、いわゆるハード事業者を1社とすることであり、すなわち技術方式も	
	一つに絞られるということである。受信機に対して複数の技術方式の搭載を課することなく、より低廉な	

	受信機の実現を可能とし、広く受信機を普及させることが期待できるものであり賛成できる。 
	【V-Low 帯全国ブロックソフト連絡会】
3-20	NHKとしては、これまでも意見を述べてきたように、携帯端末向けマルチメディア放送が最大限に普
	及して、その公共的・社会的役割を効果的に果たしていくうえで、視聴者の立場からは、一つの受信端末
	でその多様なマルチメディアサービスを享受できることが望ましいと考えます。
	こうした観点から、受託放送事業者を一つとする今回の開設指針の制度整備案に賛成します。
	【日本放送協会】
3-21	申請をすることができる帯域幅を 14.5MHz とし、認定を単一事業とする指針に賛成いたします。
	単一事業者とすることは、送信所の建設などインフラ構築にかかる無駄な投資を抑制することができ、
	   利用者の負担軽減、効率的なエリアの拡大に寄与するものと考えます。
	単一事業者が帯域14.5MHzを一括送信することにより、事業者間でのガードバンド設定の必要がな
	   くなり、限りある電波資源の有効な利用につながると考えます。
	【関西テレビ放送(株)】
3-22	「一の申請に対してするものとする。」ことにより、ハード事業者を1社とすることとなるため、ガードバン
	  ド滅が考慮されて帯域をフルに活用でき、更にSFNにより能率的な運用をおこなうことが期待できる。
	ラジオ・テレビ兼営社のラジオ部門及びラジオ単営社の財務体質はきわめて厳しい状況にあり、地上
	デジタルテレビのように大規模な設備投資は不可能であるし、また、受信端末の普及にも時間を要すべ
	きではないと考える。
	そもそもラジオ部門の疲弊は難聴取にも大きな原因があり、受信環境の改善は可及的速やかに行う
	べきと考える。
	その意味で、技術方式を一つにすることは、より低廉な受信機の実現を可能とし、広く受信機を普及さ
	せることが期待できる。
	【九州朝日放送(株)】
3-23	本指針での開設計画の認定については、「申請の数が一の場合は当該申請に対してするものとし、二
	   以上の場合はそれぞれの申請について別表第三の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基
	   準への適合の度合いが最も高い一の申請に対してするものとする。」となっている。
	   これは、この周波数帯における、いわゆるハード事業者を1社とすることであり、すなわち技術方式も
	   一つに絞られるということである。受信機に対して複数の技術方式の搭載を課することなく、より低廉な
L	l

	受信機の実現を可能とし、広く受信機を普及させることが期待できるものであり賛成できる。
	【(株)TBSラジオ&コミュニケーションズ】
3-24	単一事業者であれば、事業者間のガードバンドを設定する必要がなく、電波の有効利用につながるた
	め、認定を1事業者(1方式)とする事に賛同いたします。
	また1事業者に集約する事でインフラの投資額が抑えられ、利用者負担も軽減する事から、マーケットの
	早期成長につながると考えます。
	【東海テレビ放送(株)】
3-25	本指針では「開設計画の認定は、(中略)電波法第二十七条の十三第四項各号に規定する要件を満
	たしている申請の数が一の場合は当該申請に対してするものとし、二以上の場合はそれぞれの申請に
	ついて別表第三の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが最も高い
	一の申請に対してするものとする。」となっている。これはこの周波数帯におけるハード事業者を1社とす
	ることで、技術方式も統一することと解釈できる。受信機に対して複数の技術方式の導入は無駄が多く、
	小型化と廉価実現の障害となる。受信機の普及には廉価であることがもっとも重要と考えるので賛成で
	きる。
	【東海ラジオ放送(株)】
3-26	開設計画の認定について、「申請の数が二以上の場合は比較審査を行い、適合の度合いが最も高い
	申請を認める」としていることは適当だと考える。携帯端末向けマルチメディア放送は、既存放送事業者
	にとっても視聴者層やビジネスモデルの異なる全く新しい事業となる。放送施設・設備などへの投資負担
	を軽減し、視聴エリアの効率的な拡大や、ユーザーの利便性、安定した事業基盤の醸成を図るために
	も、方式を一つに絞ることが望ましい。
	【(株)東京放送ホールディングス】
3-27	「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針」に示された、「制度
	整備に当たっての基本的な考え方:携帯端末向けマルチメディア放送は、地上テレビジョン放送のデジタ
	ル化によって利用可能となる周波数を利用して実現を図るものであることにかんがみ、国民のニーズに
	適合した健全な放送が最大限に普及して公共の福祉の増進に繋がるよう、電波法及び放送法における
	目的規定その他の関連規定に照らして制度整備を行うこととする。」に照らし、14.5MHz の全帯域を一の
	申請者に対し認定することに賛同する。
	即ち、一の申請者に対する認定により、単一の放送方式による携帯端末向けマルチメディア放送実施
~	1

	が想定され、その結果、以下の優位点が実現されるものと考える。
	かぶたされ、ての福来、以下の優位点が実現されるものと考える。   ①同様のコンテンツが複数の方式で放送されることが回避され、より効率的な周波数利用が可能とな
	る。 ②平には、の特別は共産・ステートルン、平に関する。
	②受信用 IC の複数搭載が不要になることから、受信端末製造コスト等の軽減化が図られ、より安価な
	受信端末の供給が可能となることが期待される。これによりマルチメディア放送そのものの普及促
	進も期待できる。
	【(株)ニッポン放送】
3-28	指針案に賛同いたします。
	認定を単一事業者とすることにより、ガードバンドを設定する必要がなくなり、電波の有効利用につな
	がると考えます。また、複数の事業者による投資の無駄を防ぐことが、利用者負担の低減につながり、マ
	一ケットの早期成長に資すると考えます。
	【(株)フジテレビジョン】
3-29	本指針では、開設計画の認定を受けられるのは1事業者となっているが、このことは限られた帯域を
	   有効活用し周波数有効利用に資するものであり賛成できる。
	【(株)文化放送】
3-30	本指針案によれば「開設計画の認定は、(中略)二以上の場合はそれぞれの申請について別表第三
	   の基準により比較審査を行い、当該申請のうち当該基準への適合の度合いが最も高い一の申請に対し
	   てするものとする。(以下省略)」となっています。
	│ │ これは、いわゆる V-High 帯における受託放送事業者を一つに、つまり一つの技術方式とすることであ
	   り、受信者側の混乱を防止し、受信機の普及と受信機価格の低廉化が期待できるものとして賛成しま
	す。
	【山形放送(株)】
3-31	申請することが出来る帯域幅を 14.5MHz とし、申請の数が 2 以上の場合、比較審査を行い1の申請に
- 0.	対して認定するものとすることは、エリア拡大およびマーケットの早期醸成の観点から、またユーザ向け
	端末の統一性・コストダウンの観点からも適切であると考え賛同いたします。
	【(株)IMAGICA TV】
3-32	申請の数が2以上の場合は比較審査により1の申請に対して認定するものとすることは、結果的に当
0 02	お問じ数がと以上の場合は比較番重によりが中間に対して認定するものとすることは、相来的に当   該周波数帯に適用されることが適当とされた放送方式であるISDB-Tmm 及びMediaFLOの内、いずれか

	1方式による受託放送事業者が成立することとなる可能性が高く、健全な事業の発展の観点および電波
	の能率的な利用の観点等から適当であると考えます。
	【スカパーJSAT(株)】
3-33	開設計画の認定の申請の数が2以上の場合は比較審査により1の申請に対してするものとすること
	は、結果的に1方式による受託放送事業者が成立することになるのであれば、健全な事業の発展の観
	点および電波の能率的な利用の観点等から適当であると考えます。
	【(株)スカパー・ブロードキャスティング】
3-34	開設計画の認定を一の申請のみにすることは、事業性が厳しい中で投資効率の向上に資するととも
	に、事業者間のガードバンドを不要とすること等電波の効率的利用に資することから、左記の記載【総務
	省注:開設指針案の五3を指す。】に特段異論はないものと考えます。
	【(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ】
3-35	開設計画の認定の申請をすることができる帯域幅を 14.5MHz とし、申請の数が 2 以上の場合は比較
	審査により1の申請に対してするものとすることは、電波の能率的な利用の観点、市場の醸成にかかる
	投資効率から利用者の利益確保の観点及び健全な事業の発展の観点とから適当であると考えます。
	【(株)マルチメディア放送】
3-36	開設計画の申請数が複数の場合、健全な事業の発展、および電波の能率的な利用の観点等から、1
	の申請に対して認定し、かつ1方式による受託放送事業者が成立することが望ましいと考えます。
	【(株)eTEN】
3-37	申請することができる周波数の帯域幅を 14.5MHz とし、一方式を認定することに賛同します。周波数の
	効率的な利用、エリアカバーを能率的に行う観点から適当であると考えます。また受託事業者が1社に
	なることにより、関連事業者のリソースも集中できるため、市場の早期立ち上げに寄与すると考えます。
	【伊藤忠商事(株)】
3-38	開設計画の認定の申請について、申請ができる周波数帯の帯域幅を 14.5MHz とすること、および、申
	請の数が二以上の場合は比較審査を行い、一の申請に対して認定することは、マルチメディア放送の早
	期普及および利用者保護の観点から適当であると考えます。
	【(株)オークローンマーケティング】
3-39	指針案に賛同いたします。
	認定を単一事業者とすることで、ガードバンドを設定する必要がなくなり、電波の有効利用につながり

	ます。また、複数事業者になると投資(インフラコスト)が重複し無駄になります。
	一つの事業者に集約することにより、投資額が抑えられれば利用者負担も低減されることになります。 
	その結果市場も早期に成長すると考えます。 
	【(株)共同テレビジョン】
3-40	指針案に賛同いたします。なお、私どもはコンテンツ提供者及びサービス利用者の立場からの意見と
	なります。
	さて、認定を単一事業者にすることに賛同するのは、①投資額を抑制できるのではないか②その結
	果、利用者負担を軽減できるのではないかーと考えるからです。その結果、新しいサーピスの市場が早
	期にかつ順調に成長するのではないでしょうか。
	【(株)産経デジタル】
3-41	弊社のビジネス領域においても、マルチメディア放送は重要な役割を果たすメディアであると考えてい
	ます。
	サービス利用者の拡大及び早期普及は、市場性からみても必須の条件であると考えられるので、申
	   請可能な周波巣の帯域幅は 14.5MHz としたうえで、申請の数が複数に及ぶ場合は、審査のうえひとつの
	   申請に対して認定される事が望ましいと考えます。
	   新たなサービスを受ける側である生活者(利用者)からみた場合、基地局の質や数、実行計画に基づ
	   いた適切で安心できるメディアの確立が望まれます。これについては、厳正な審査のもと、事業者を選定
	することが望ましいと考えます。
	│ │ 弊社としても準備段階から整備が整い、実効能力が高いと感じられる事業者とビジネスを展開していく
	   事を望んでいます。
	【(株)JTB法人東京】
3-42	1 事業社(1 技術方式)に賛同いたします。
	【(株)スクワッド】
3-43	
	できます。また、複数方式による複数設備投資を抑制できれば利用者の負担を軽減し市場を早期に成
	長させることが可能になると考えます。
	【(株)ディノス】
3-44	
l	

	乱を回避し、市場の早期立ち上げに寄与すると考え賛同いたします。
	サービス提供者の立場からは、一方式となることにより、開発負担の軽減が図れ、又、技術、表現、コ
	ミュニケーションの質を高めあう相乗効果も期待できると考えます。
	14.5MHz 幅が一方式に割り当てられることにより、設備投資の効率化が図られ、利用帯域辺りのコスト
	の低減につながるとともに、サービスの多様化が進むと考えます。
	端末開発の観点からも、一方式は開発費の軽減を図れることにつながり、価格的、また分かりやすさ
	の点からもユーザーが端末を購入しやすい状況を作ることになると考えます。
	【(株)ナノ・メディア】
3-45	特定基地局の開設の指針案について賛同します。
	① 認定する事業者数を1とし、14.5MHz の帯域幅を運用させることは、一つの技術方式による単一マー
	ケットの早期醸成を促進し、送信や受信に係るコストを低減してユーザの負担を軽減、コンテンツやサー
	ビスが発展するという観点からも適当であると考え賛同いたします。
	【(株)フジミック】
3-46	指針案に賛同いたします。
	市場の早期成長を目指すためには、複数事業者による投資の無駄を防ぐべきであると思われます。ま
	た、認定を単一事業者とすることによって、ガードバンドの設定を行う必要がなくなり、電波の有効利用に
	つながると考えます。
	【(株)扶桑社】
3-47	指針案に賛同いたします。
	過去のコンテンツ配信における例を鑑みるに、技術的方式を複数にすることは、コンテンツの変換や
	管理などの多大なる費用負担を発生させ、円滑なるコンテンツ流通を阻害するものであります。また、共
	有することの出来ない複数の技術方式を並立させることによる投資の無駄は、受益者負担の原則からも
	コンテンツの価格の引き上げを招き、コンテンツマーケットの育成に多大なるダメージをもたらすものと考
	えます。
	【(株)ポニーキャニオン】
3-48	①一方式に賛同します
	【(株)UIE ジャパン】
3-49	受託事業者に複数の申請があった場合、比較審査により1社とすることは、開発資源の有効活用や開

	発製品の採用機会拡大が期待でき、望ましいと考える。
	光表品の休用機会拡入が期待でき、重ましいと考える。 【(株)ルネサステクノロジ】
2 50	
3-50	開設計画の認定の申請をすることができる帯域幅を 14.5MHz とし、申請の数が 2 以上の場合は比較
	審査により1の申請に対してするものとすることは、電波の能率的な利用の観点、利用者の利益確保の
	観点及び健全な事業の発展の観点とから適当であると考えます。
	【匿名】
3-51	1) 申請することができる周波数の帯域幅を 14.5MHz とし、一方式を認定することに賛同します。
	【匿名】
3-52	ISDB-Tmm と MediaFLO の 2 方式で 14.5MHz の帯域を分け合いサービス展開することが既定路線であ
	ると考えておりました。この度の受託事業者を 1 社とされるというご提案につきまして、下記の通り賛同の
	意を表させて頂きます。
	・マルチメディア放送においては、様々な種類・サイズの、かつ数多くのコンテンツを、消費者に効率よく
	経済的に送り届けることが重要です。
	・放送システム委員会報告を拝見すると、帯域幅 8MHz 以下では、ISDB-Tmm 方式と MediaFLO 方式に
	有意な性能差は無いことが示されております。
	従いまして、技術方式を2とし受託事業者を2とされた暁には、技術的に特に有意な差が無く、かつ互
	換性のない、2 つのサービスが並立することになる可能性が高くなっておりました。
	このことが、コンテンツを効率よく経済的に送り届けることに対して阻害要因となることは、最近にも
	│ │ Blu-ray と HD DVD の 2 方式で経験したところであります。
	│ │・他方、「携帯端末向けマルチメディア放送に係る参入希望調査」の結果公表内容を拝見すると、受託事
	   業に参入を希望されている社は、いずれも 1 社で当該周波数帯域を全て使用することを希望されてい
	ることが明確となりました。
	│ │・以上により技術方式を2とし受託事業者を2とすることに意味がないことが、技術面からと、事業を希望
	されている社のご意向とから示されております。
	・今般の、受託事業者を 1 社とされるご提案は、上記を踏まえたご英断であると考えます。また、このご判
	断は、技術的な検討を鋭意行われた放送システム委員会およびマルチメディア放送システム作業班の
	先生方のご努力ご見識に立脚するものと、深く敬意を表させて頂きます。
	【匿名】
I	

3-53	特定基地局の開設計画の認定を申請するにあたり、帯域幅を 14.5MHz とし、申請の数が二以上の場	
	合は別途定める基準に対する比較審査により一の申請に対してするものとすることは、電波の能率的な	
	利用、利用者の利益確保及び健全な事業の発展などの観点から適当であると考えます。	
	【匿名】	
3-54	1) 申請することができる周波数の帯域幅を 14.5MHz とし、一方式を認定することに賛同します。	
	【匿名】	
3-55	開設計画の認定において、比較審査を行い一方式にすることに賛成致します。	
	【匿名】	
3-56	受託事業者を1社とすることは、帯域の有効活用や委託事業者への設備費負担軽減、ユーザーへの	
	負担軽減の観点からも賛成である。	
	【匿名】	
3-57	適合の度合いが最も高い一の申請にのみ認定を行うことに賛同します。	
	14. 5MHz と言う限られた周波数資源の中、二者以上でサービスを行った場合十分な顧客満足を得るこ	
	とができず、サービスの継続性に問題が生じると考えます。	
	限られた需要の中での類似サービスの競合は顧客利益につながらない可能性があると考えます。	
	【匿名】	
3-58	弊社は ISDB-Tmm の導入を考えており、これを実現するにおいても、本開設指針案第五項第2号およ	ご意見の前段については、今般の意見募集に係る制度整備案につ
	び第3号において、申請することができる周波数の帯域幅を 14.5MHz とし、複数申請があった場合には	いての賛成意見と考えます。
	比較審査を行い一社への割当てとしたことは、システム間のガードバンドが不要となるため、周波数有効	ご意見の後段については、今般の意見募集に係る開設指針案は一
	利用の観点から基本的に賛同します。	の事業者が異なる技術方式を採用して開設計画の認定の申請を行う
	ただし、本開設指針案では認定された事業者が2つのシステムを導入することを否定しておらず、上記	ことを想定していないものですが、ご意見を踏まえ、念のためその旨を
	の観点から2つのシステムを導入出来ないよう、明確に指針に盛り込むべきと考えます。	明記するための修正を加えます。
	【モバイルメディア企画(株)】	
3-59	私は、アメリカ人のビジネスマンで、在日21年、うち16年間はメディアやエンターティメントの業界に携	携帯端末向けマルチメディア放送の実現に当たっては、無線局の管
	わってきました。現在は、㈱Big Picture International という国際的なコンサルティング会社を経営してお	理・運用を行う受託放送事業者(ハード事業者)と、放送番組を編集
	り、また、在日米国商工会議所のメンバーで、先日インターネット・エコノミー白書を発表した情報通信技	し、視聴者に対して放送サービスを提供する委託放送事業者(ソフト事
	術委員会に参加しています。私自身、この白書の執筆メンバーの一人であり、この白書の中では日本の	業者)を分離したいわゆる「受託放送・委託放送制度」を採用することと
	情報通信における競合政策、標準設定の手順や周波数政策などに関して多くの言及や提言をしており	しています。

ます。このように携帯端末向けマルチメディア放送に多大なる関心を寄せる立場にある者として、これから述べる事柄が日本のICT、メディア及びエンターティメントの分野の発展に寄与し、関連企業にとって新たなビジネスチャンスをもたらすことを願っております。

日本における携帯端末向けマルチメディア放送に関する免許の発行は、この分野の将来的な規模とその重要性を考えると非常に重大な問題であり、慎重に扱われるべきと思います。同様に重要になってくるのが、その免許がどの分野および事業者に降りるかを決定するプロセスそのものだと思います。これは新しくしかも前途有望なテクノロジーの立ち上げですので、そのプロセスの目標は、各種の新規事業モデルが芽吹くような競合性のある環境を作り上げ、最終的には利用者が最も益を得ることのできるよう設定するべきであると私は思います。免許を取得する分野及び事業者の選定につきましては、公平かつ客観的であることはもとより、参加事業者のみならず大局的な実業界から見た透明性をも意識するべきであります。

「207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案」の中で、総務省は、あきらかに2つのテクノロジーが共存できる周波数帯において、唯ひとつの事業者に割り当てるという方針を最近公表しました。また、ふたつ以上の申請があった場合は比較審査という形をとるともありました。ふたつの事業者に免許が発行されることにより、市場優先型の競合的環境を設定し、初期段階のビジネスモデルや実験的、革新的なアイディアが多々生まれる可能性があるにも関わらず、それを看過しているという意味でこの決断はとても遺憾と言わざるを得ません。よって、以下の要請をさせて頂きます。

携帯端末向けマルチメディア放送サービスにおいて、唯ひとつの申請者に免許を与えるという総務省の決断の論理的根拠と、この決断が日本の消費者と経済にどのような効果をもたらすと考えられたのか、その理由をお聞かせ下さい。

【(株)Big Picture International】

14.5MHz の帯域すべてを 1 事業者に割り当てるのではなく、申請があった場合は 2 事業者まで割り当てが可能であるべきと考えます。

マルチメディア放送の普及及び健全な発展のためには競争が必要であり、2事業者のほうが視聴者の選択の幅が広がりますし、インフラの設置時の競争もあり市場活性化の効果がより期待されます。

【マスプロ雷工(株)】

3-61 全ての国民にとって有益となる周波数利用・割当がなされるよう、次の内容を希望します。

3-60

今般の意見募集に係る制度整備案は、受託放送事業者に関する制度を定めようとしているものであり、これにより受託放送事業者に対してエリアカバー等に関する一定の規律を課しつつ、別途整備する委託放送業務に係る制度において複数の委託放送事業者の参入を認めることによって、これら複数の委託放送事業者間の競争環境を整えることができ、ご意見にあるような様々なビジネスモデルや革新的なアイディアが生まれ、結果として視聴者等に利益をもたらすことが期待できると考えます。

このように、受託放送・委託放送制度を採用することによりサービス 面での競争環境は確保できることを前提として、最終的に委託放送事 業者や視聴者から回収されることとなる全体としての設備投資額の抑 制が図れること、実際のサービスに使用される技術方式が一方式に統 一されることで視聴者がより多くの放送番組を受信できることによる利 便の向上や委託放送事業者間の公正な競争環境の整備が図れること、さらには参入希望調査の結果等を総合的に勘案し、今回の開設指 針案においては、申請することができる周波数の帯域幅を 14.5MHz と 定め、一の者に開設計画の認定を与えることとしたものです。

- ① 開設計画の認定については、競争原理が働くよう参入事業者数を1に限定せず複数募集することを希望します。
- ② 複数事業者の参入により、放送関連市場が拡大されることを希望します。
- ③ 複数申請がある場合には、サービスの実現可能な2事業者程度に認定することを希望します。

【匿名】

### 3-62 〔意見〕

利用者利益の保護を図るため、競争促進の観点から受託事業者の数は2とするべきであると考えます。

#### 〔理由〕

平成20 年7 月にとりまとめられた携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書によれば、全国向け放送のハード事業者(受託事業者)数に関して、『サービスエリアのカバー率や屋内での受信環境の向上等について競争の効果が期待されることを踏まえれば、ハード事業者の数を2とすることも考えられる』とあります。

しかしながら今回の指針案では受託事業者の数は1とされており、懇談会報告書における競争の促進 という観点が考慮されていません。

特定基地局の世帯カバー率については利用者利益のために所定のカバー率となるよう義務付けされていますが、これは屋外の所要電界強度に基づく放送区域を前提としており、マルチメディア放送サービスにとって非常に重要な屋内の受信環境の整備は受託事業者1社のみの自主努力に委ねられることになります。屋内の受信環境整備が不十

分であれば結果として事業を継続するために必要な加入者の確保が困難になることが危惧されます。 (懇談会報告書(29ページ)でも1 のハード事業者とすると屋内での受信環境の向上は期待できないと 指摘されています。)

受託国内放送に係る参入希望調査では提案者三者が全ての帯域を希望されましたが、受託事業者が2の場合には本当に事業性を確保できないのかを十分に精査した上で受託事業者の数を見直すことが必要であると考えます。

(少なくとも懇談会報告書がまとめられた段階において参入を検討している事業者は『ハード事業者が 複数となっても事業性を確保できると考えている』と29ページに記載されています。)

【匿名】

受託放送事業者の数を2とするべきという点については、3-59 から 3-61 までのご意見に対する考え方をご参照ください。

ご意見では、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り 方に関する懇談会」報告書における一部の記述だけを引用しています が、同報告書においては「全体の設備投資額が少なくなること、ガード バンドの確保が原則不要となり周波数の有効利用に資することとの観 点からは、ハード事業者の数を1とすることが適当である」との記述も あり、総務省としては、これらの提言も踏まえ、総合的に判断を行った ものです。

屋内での受信環境等に係るご意見については、同懇談会報告書の発表後、平成21年4月に「電波法及び放送法の一部を改正する法律」 (平成21年法律第22号)が成立し、移動受信用地上放送に係る受託放送事業者はその行う放送が放送対象地域においてあまねく受信できるように努めることが求められることとなっています。また、開設指針案においても、その旨を認定の要件として定めています。

「受託事業者が2の場合には本当に事業性を確保できないのか十分に精査」とのご意見について、総務省としては、受託放送事業者の事業性だけではなく、委託放送事業者や視聴者も含めた携帯端末向けマルチメディア放送全体の健全な発達が図れるよう、開設計画の認定を一の者に与えることが適当と判断したものです。

21

受		
3-63	電波の能率的な利用確保のための技術導入を認定要件にすることについては適当であると考え、	総務省としては、ISDB-Tmm・MediaFLO のいずれも携帯端末向けマ
	14.5MHz 幅を ISDB-Tmm 一方式で提供することで送信機は 1 台で行うことを可能とするため、送信所の	ルチメディア放送を実施する上で適切な技術方式と考えており、開設
	建設などといったインフラ設備コストを大幅に低減できることから早期エリアの拡大やサービスの早期醸	指針案において定めた認定の要件に従い、技術中立的に審査を行う
	成に寄与できると考えます。また、連結してセグメントを配置できることから、ガード・バンドを不要とし周	ことが適当と考えています。
	波数の有効利用につながるという利点からも能率的な電波利用を確保する ISDB-Tmm 方式にする必要	これら認定の要件に適合する開設計画を立案するためにどちらの
	があると考えます。	技術方式を採用するかという点については、各申請者が、ご意見にあ
	【ISDB-T マルチメディアフォーラム】	るような各々の技術方式の特徴・長所を勘案した上で判断することに
3-64	FLO Forum は、開設計画の審査プロセスにおける基準は以下が重要と考えます。	なるものと考えます。
	1. 事業者が採用する技術がグローバルスタンダードであること。これは日本国およびその他海外におい	
	てもネットワーク構成機器、受信端末の低廉化に繋がると考えます。	
	2. 市場におけるイノベーションの促進、長期の事業継続性、消費者(エンドユーザー)、産業、社会への	
	貢献度。特に受信端末の効率的な電力消費が実現可能な技術の採用に留意することは、結果、消費	
	者の利便性促進に寄与すると考えます。	
	【FLO Forum】	
3-65	今後VHF-LOW帯マルチメディア放送を開始するにあたっては、ワンセグを含む地上デジタルテレビ	
	ジョン放送、VHFーHIGH帯マルチメディア放送、VHFーLOW帯マルチメディア放送をより安価な共用	
	受信機で受信できることが、ユーザーメリットにもつながり、かつマルチメディア放送全体のメディア価値	
	を高めることに寄与するものと考える。	
	従って、VHFーHIGH帯マルチメディア放送に導入する放送方式としては、これらと親和性を図った方	
	式が望ましい。	
	【VHF-LOW帯マルチメディア放送推進協議会】	
3-66	比較審査においては、日本国内で広く普及している技術方式である ISDB-T と基本技術を同じにする	
	ISDB-Tmmが、一般消費者の利便性に対して優位であることを考慮すべきと考える。	
	【V-Low 帯全国ブロックソフト連絡会】	
3-67	別添11の4ページ五の2の(1)に示された如く、14.5MHz の帯域幅での申請とした場合、別添3の1	
	ページに掲げられた2方式(セグメント連結伝送方式,選択帯域伝送方式)のうちどちらか1方式を選択	
<u> </u>	することとなる。その場合は現行デジタルテレビジョン放送と親和性のあるセグメント連結伝送方式の採	

	用が望ましいと考える。
	その理由として、この方式は我が国が世界に誇るデジタル放送方式ISDBの一種であり、これを採用
	すれば、地上デジタル放送と受信チップ等を共用することによって、受信器の低廉化が図れ、受信者の
	利益になる。受信器の低廉化は、受信器の普及に資するとも
	言える。
	また国産の技術であるISDB方式の採用は、受信機生産において国内のメーカーなどに経済的効果
	が期待でき、テレビのISDB-T方式同様海外での採用もあり得ると考える。
	【朝日放送(株)】
3-68	ISDB-Tmm 方式は電波の有効利用に最適な技術方式あると同時に広く普及しているワンセグ端末と
	  同じ ISDB-T 方式を基本にしている為、端末の普及や新しいサービスの早期実現にも寄与できる最適な
	   方式であると考えます。
	   【関西テレビ放送(株)]
3-69	│ │ 受信用携帯端末は普及している現行のワンセグ放送方式(ISDB-T方式)受信機能の搭載が極めて自
	   然であり、受信者にとっても低廉な受信機の実現が期待できる放送方式(ISDB-Tmm)の採用が至当で
	   ある。
	   さらには今後 VHF-Low 帯で予定される地方ブロック向けマルチメディア放送(ISDB-Tsb 方式)での受
	   信端末の共用化による普及促進面もかなり期待できる。
	   そもそも国産の放送方式であるISDB-Tは、南米等でも我が国が国を挙げてその採用に取り組んでい
	るところであり、パブリックコメント如何にかかわらず、毅然として国産方式を選択すべきと考える。
	【九州朝日放送(株)】
3-70	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	ISDB-Tmmが、一般消費者の利便性に対して優位であることを考慮すべきと考える。
	【(株)TBSラジオ&コミュニケーションズ】
3-71	ISDB-Tmm 方式は、独特の技術様式(33 セグメントー括送信)でガードバンドを不要とするため、使用しな
0 , ,	い帯域が最も少なく、電波を最も有効利用できます。またワンセグ端末と同じ ISDB-T 方式をベースにし
	ていることから、地デジ、ワンセグの普及に努めてきたテレビ事業者の立場としては、既存のハードウェ
	ていることがら、地テン、フラビテの自然に另のできたテレビ事業自め立場としては、既行のバードフェー   ア、ソフトウェアリソースを有効活用できるため、支持いたします。
	プ、ブンドウェアリン 一へを有効活用 ことるにめ、文持いたしより。     「東海テレビ放送(株)]
l	【米海ブレー派及(株/)

3-72	比較審査においては、ユーザーの利便性を考えると日本国内で既に普及している技術方式のISDB-T
0 /2	と基本技術が同じである ISDB-Tmmが優位であることを付け加える。
	【東海ラジオ放送(株)】
3-73	別表第三第一項第2号受信設備の普及に関する事項にて「当該特定基地局により行われる放送を受
3-73	
	信することのできる受信設備を全国において国民に普及させるための内容がより充実していること」とあ
	るが、主旨については概ね賛成できる。
	移動体向けのマルチメディア放送は V-Low、V-High を問わず、広く国民に普及すべき特性を有するこ
	とから、以下の事項を比較審査において考慮すべきである。
	①現在 V-Low が想定しているサービスは、地域メディアとしての総合編成、つまり音声ストリーム、交
	通情報サービス、サイネージ、緊急地震速報及び受信機支援のためのコモンサービス等を目指して
	おり、受信機についても V-High と同一端末にて利用できることが望ましい。
	したがって、V-High の技術方式については日本国内で広く普及している方式(ISDB-T)に親和性
	のある ISDB-Tmm が、「より国民に普及されるための内容が充実している」と解釈すべきである。
	②さらに付け加えると V-Low の受信設備はケータイ電話に限らず、現在のラジオ受信機を進化させた
	簡単操作の受信設備を想定、ワンプッシュで簡単に聞ける"簡易型"受信機により家庭でも外でも車
	でも、多様な受信形態を確保することが望まれている。その意味でもワンチップ化して生産コストを
	抑える目的あるいは家電商品とのコモディティー化による普及が最重要課題であり、技術方式を1
	つにして ISDB-T ファミリーとすることを強く希望する。
	【東北放送(株)】
3-74	想定されるマルチメディア放送受信用携帯端末には現行のワンセグ放送(ISDB-T 方式)受信機能の
	   搭載がユーザーにより強く望まれるであろうこと、さらには VHF-LOW 帯で予定される地方ブロック向けマ
	│ │ ルチメディア放送(ISDB-Tsb 方式)での受信端末の共用化による普及促進面でのメリット等の観点から、
	│ │その放送方式は ISDB-Tmm 方式の採用が望ましいと考える。
	【(株)ニッポン放送】
3-75	ISDB-Tmm 方式は、単一事業者による周波数配置において、14.5MHz 中、使えない周波数がわずか
	0.32 MHz と最小で、最も電波を有効に利用できる方式であり(情報通信審議会「携帯端末向けマルチメ
	ディア放送方式の技術的条件」答申)、ワンセグ端末と同じ ISDB-T 方式をベースにしていることから、端
	末普及の観点においても最適な技術方式と考えます。
l	118 W 1 W 1 W 1 W 1 W 1 W 1 W 1 W 1 W 1

	【(株)フジテレビジョン】
3-76	開設計画の比較審査においては、携帯端末搭載メディアとして既に普及しているワンセグ放送と基本
	   技術を同じにする ISDB -Tmm 方式が、ハイブリッド受信機(複数メディアを搭載する受信機)の普及に対
	し実装の容易さや価格面において優位であることを勘案すべきと考える。
	【(株)文化放送】
3-77	別表第三第一項第2号受信設備の普及に関する事項について、携帯端末向けマルチメディア放送の
	受信設備の普及を図るためには V-LOW、V-High が同じ方式を採用することが望ましい。
	すでに ISDB-T は国内において広く普及しており、ISDB-Tmmであれば、商品開発、普及において有
	利と考える。
	【(株)ラジオ福島】
3-78	比較審査にあたっては、既に国内で広く普及している ISDB-T や V-Low 帯の技術方式 ISDB-TSB と
	同じファミリーの ISDB-Tmm が、マルチメディア放送全体の普及に対し優位であることを考慮すべきと考
	えます。
	【山形放送(株)】
3-79	比較審査により、いずれか一方式の放送方式を選択する必要が生じた場合には、デジタルテレビジョ
	ン放送との親和性が高いとされ、所謂ワンセグサービスとのシームレスなサービスや、既存の携帯端末
	との互換性も期待される ISDB-Tmm 方式が望ましいと考えます。
	【スカパーJSAT(株)】
3-80	デジタルテレビジョン放送との親和性が高いとされる ISDB-Tmm 方式に統一されることは、ワンセグ
	サービスとのシームレスなサービスが期待されることや既存の携帯端末との後方互換性が期待されるた
	め、ISDB-Tmm 方式が望ましいと考えます。
	【(株)スカパー・ブロードキャスティング】
3-81	認定される方式については、日本の技術資産の活用・発展の可能性を広げる等の観点から、海外で
	も採用されつつある日本の地上デジタル放送方式の拡張方式である ISDB-Tmmを採用することが望ま
	しいと考えます。
	【(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ】
3-82	対象とする 14.5MHz の帯域幅を ISDB-Tmm 一方式とすることで 33 セグの連結送信により、ガードバ
<u> </u>	ンドを不要とすることから、最も電波を能率的に利用することを可能とします。また、受信機の開発におけ

3-83	るユーザ利益の確保からも市場の醸成に寄与するものとし ISDB-Tmm 方式が望ましいと考えます。 【(株)マルチメディア放送】 ワンセグサービスとのシームレスなサービスが期待されることや既存の携帯端末との後方互換性が期待されるため、デジタルテレビジョン放送との親和性が高いとされる ISDB-Tmm 方式に統一されることが望ましいと考えます。 【(株)eTEN】 技術方式は ISDB-Tmm を支持します。連結してセグメントを配置できることから、ガード・バンドを不要とし周波数の有効利用につながるという利点、ならびに ISDB-T 方式の国際展開戦略との親和性があるという観点からも支持するものです。 【伊藤忠商事(株)】 エンドユーザーの利益および多様な端末やサービスの普及に寄与する国際規格の技術の採用について会計できないしままます。
3-84	ワンセグサービスとのシームレスなサービスが期待されることや既存の携帯端末との後方互換性が期待されるため、デジタルテレビジョン放送との親和性が高いとされるISDB-Tmm 方式に統一されることが望ましいと考えます。  【(株)eTEN】 技術方式はISDB-Tmm を支持します。連結してセグメントを配置できることから、ガード・バンドを不要とし周波数の有効利用につながるという利点、ならびにISDB-T 方式の国際展開戦略との親和性があるという観点からも支持するものです。  【伊藤忠商事(株)】 エンドユーザーの利益および多様な端末やサービスの普及に寄与する国際規格の技術の採用につい
3-84	待されるため、デジタルテレビジョン放送との親和性が高いとされるISDB-Tmm 方式に統一されることが望ましいと考えます。  【(株)eTEN】  技術方式はISDB-Tmm を支持します。連結してセグメントを配置できることから、ガード・バンドを不要とし周波数の有効利用につながるという利点、ならびにISDB-T 方式の国際展開戦略との親和性があるという観点からも支持するものです。  【伊藤忠商事(株)】  エンドユーザーの利益および多様な端末やサービスの普及に寄与する国際規格の技術の採用につい
	望ましいと考えます。  【(株)eTEN】  技術方式は ISDB-Tmm を支持します。連結してセグメントを配置できることから、ガード・バンドを不要 とし周波数の有効利用につながるという利点、ならびに ISDB-T 方式の国際展開戦略との親和性がある という観点からも支持するものです。  【伊藤忠商事(株)】  エンドユーザーの利益および多様な端末やサービスの普及に寄与する国際規格の技術の採用につい
	【(株)eTEN】 技術方式は ISDB-Tmm を支持します。連結してセグメントを配置できることから、ガード・バンドを不要とし周波数の有効利用につながるという利点、ならびに ISDB-T 方式の国際展開戦略との親和性があるという観点からも支持するものです。  【伊藤忠商事(株)】 エンドユーザーの利益および多様な端末やサービスの普及に寄与する国際規格の技術の採用につい
	技術方式は ISDB-Tmm を支持します。連結してセグメントを配置できることから、ガード・バンドを不要とし周波数の有効利用につながるという利点、ならびに ISDB-T 方式の国際展開戦略との親和性があるという観点からも支持するものです。  【伊藤忠商事(株)】  エンドユーザーの利益および多様な端末やサービスの普及に寄与する国際規格の技術の採用につい
	とし周波数の有効利用につながるという利点、ならびに ISDB-T 方式の国際展開戦略との親和性があるという観点からも支持するものです。  【伊藤忠商事(株)】  エンドユーザーの利益および多様な端末やサービスの普及に寄与する国際規格の技術の採用につい
3-85	という観点からも支持するものです。
3-85	【伊藤忠商事(株)】 エンドユーザーの利益および多様な端末やサービスの普及に寄与する国際規格の技術の採用につい
3-85	エンドユーザーの利益および多様な端末やサービスの普及に寄与する国際規格の技術の採用につい
3–85	
	大松計技された
	て検討頂きたいと考えます。
	[Wistron NeWeb Corporation]
3-86	開設計画の認定の比較審査基準として第三項に規定されている、電波の能率的な利用の確保の観
	点からは、33 セグー括送信によりガードバンドが不要になるという特徴を持つ ISDB-Tmm 方式が望まし
	いと考えます。
	【(株)オークローンマーケティング】
3-87	弊社 Galander S.A.は、アルゼンチンにおいて放送および電気通信分野において積極的にその事業拡
	大に貢献しております。また多くの端末メーカーが当地の関係者と協業するともに、アルゼンチンにおけ
	る ISDB-T One-segと MediaFLO のマルチモード端末の市場投入を検討しております。
	我々は低価格の端末が市場に投入されることが移動体ビジネスの成功の鍵だと認識しております。共
	にグローバル規格である ISDB-T One-seg と MediaFLO を搭載したマルチモード端末の市場投入が結果
	│ │ 的に国内外市場に競争環境を醸成し、低価格な端末、機器、サービスが普及する機会となり、エンドユ
	ーザーの便益に寄与するものと考えます。
	│ │ 故に貴国におけるモバイルマルチメディア放送事業の比較審査のプロセスにおいては、グローバル規
	格であるかどうかを審査することが非常に重要であると考えます。
	【Galander S.A.】
3-88	2006 年 4 月に開始した携帯電話・移動体端末向けの 1 セグメント部分受信放送サービス(以下、ワン

セグ)は、搭載端末の幅広い市場への浸透に伴い事実上の標準搭載機能となりつつあります。一方でワ
ンセグを視聴することによる端末の電池消費量に対する利用者の不満の声が上がっていることも事実で
あり、携帯端末向けマルチメディア放送(以下、本サービス)に対する事業者選定にあたっては、より消費
電力の少ない技術方式であるという観点を重視して頂くことを要望いたします。
ガラパゴスと揶揄されて久しい国内の移動体通信市場において国内企業各社が国際競争力を向上さ
せるためには、グローバル市場での端末展開が容易な技術方式が望ましいと考えます。その点で Media
FLO 方式は米国で既に導入済みの実績があり、グローバル展開が容易であると考えます。またその結
果として、端末への機能搭載にあたって低廉化が期待できるものと思われ利用者への利益にも繋がりま
す。以上のことから、グローバル展開が容易か否かといった観点で審査が行われることを要望いたしま
す。
【京セラ(株)】
特に、ISDB-Tmm 方式は、単一事業者による周波数配置において、14.5MHz 中、使えない周波数がわ
ずか 0.32 MHz と最小で、最も電波を有効に利用できる方式であり、ワンセグ端末と同じ ISDB-T 方式を
ベースにしていることから、既存のハードウェア、ソフトウェアリソースを有効に活用できる、最適な技術方
式と考えます。
【(株)共同テレビジョン】
開設計画の審査においては、世界規模で受信が普及することにより低廉な受信端末の普及が見込め
るため、国内外問わずより多くの端末メーカーの参入を促進するグローバルスタンダードの採用について
留意すべきと考えます。
【クアルコムジャパン(株)】
かつ ISDB-Tmm 方式を支持します。これも①地デジ、ワンセグなど既存のハード、ソフトが有効活用で
きる方式②そのことにより端末の普及に弾みがつく―と考えるからです。
技術的には費用的にも消費者が利用しやすいサービスであり、かつ市場が遅滞なく成長することが重
要と考える立場から、上記の意見を述べさせていただきます。
【(株)産経デジタル】
先述の通り、電波自体の能率的な利益や国際競争力をつけるという観点、また 33 セグー括送信によ
りガードバンドが不要である ISDB-Tmm 方式を採用する事が望ましいと考えます。
【(株)JTB法人東京】

3-93	①ユーザーの利便性という観点では、多様なサービスの提供と端末の低消費電力化が必須であると考
	えます。また、これらはマルチメディア放送受信端末の普及に必要不可欠な要素と考えますので、審
	査におかれましては、これらの点を考慮されることを希望いたします。
	②マルチメディア端末の普及には、多様なサービスの提供と端末の低廉化が必須であると考えます。国
	内市場のみならず、海外展開も視野に入れた端末開発を行うことにより、端末の低廉化、多様化が図
	れるものと考えます。このため、審査におかれましては、グローバル市場への展開についてもご検討
	いただきますよう希望いたします。
	【シャープ(株)】
3-94	放送方式としては、下記の 4 件の事由から ISDB-Tmm(ISDB-T for Mobile Multimedia)を支持します。
	1. 33 セグー括送信実現により、電波の有効利用が可能となり、インフラ整備が効率的に行えること
	2. ISDB-T がベースとなる方式のため地デジ、ワンセグ等の既存メディアのハードウェアおよびソフトウェ
	アを有効利用できること
	同じく、国際展開戦略との親和性も高いこと
	3. 上記 2 点の効率性により早期の事業確立が見込めること
	【(株)スクワッド】
3-95	開設計画の審査においては、魅力的かつ低廉な受信端末の普及と、日本からのグローバルマーケッ
	トへの参入という観点から、グローバルスタンダードの採用について留意すべきであると考えます。
	また、視聴者の利益を考慮しコンテンツが用意し易い環境がある事も重要な指標です。
	【ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーション(株)】
3-96	なかでも ISDB-Tmm 方式は最も電波を有効に利用できる方式であり 14.5MHz の帯域幅で使えない周
	波数は0.32 MHzと最小であること、既に普及しているワンセグ端末と同ISDB-T方式をベースとする点か
	ら、速やかな端末普及に繋がる最適な技術方式と考えます。
	以上指針案に賛同します。
	【(株)ディノス】
3-97	グローバル市場で普及する方式を採用する事が望ましい選択と考えます。国内外の多様なメーカーか
	ら最適な機器調達が可能となり、メーカー間の健全な競争が促進されます。結果としては、視聴者の利
	益を最大化、放送全体の普及と発展への貢献、及び国としてのグローバル市場での普及への取り組み
	を示すことと考えます。

	【ハリスコミュニケーションズ】
3-98	Participe TVのCEOとして、携帯電話事業者やコンテンツ提供会社、および多チャンネル放送事業者と
	共同で無料放送と有料放送サービスをそれぞれISDB-TワンセグとMediaFLOで提供するハイブリッド受
	信機をブラジル市場に投入するべく活動しております。
	開設計画の審査においては、低廉な受信端末の普及の観点から、国内外問わずより多くの端末メー
	カーの参入を可能とするグローバルスタンダードの採用について留意することが最も重要であると考えま
	す。また同様に消費者への利便性を考えた場合、移動体環境で特に重視される電池消費の抑制に対す
	る考慮などは重要な指標であると考えます。
	[Participe TV]
3-99	グローバル方式を採用し国内外の多様なメーカーの参入を図ることは、魅力的でかつ端末価格の低
	い受信端末を市場にもたらし、サービス普及を促進するものと考えます。また、視聴者の利益の観点から
	見ても(多様な端末機の普及、端末価格の低廉化、モバイル利用における低消費電力への配慮等)は重
	要な項目であると考えます。
	【パンテック・ワイヤレス・ジャパン(株)】
3-	最後に私が強調したいことは、日本にとってグローバルマーケットに後れを取らず肩を並べることと国
100	際的な相互運用性に配慮することの重要性です。2008 年 5 月 20 日付の「携帯端末向けマルチメディア
100	放送サービス等の在り方に関する懇談会 報告書(案)」の中にも『我が国のICT分野における国際競争
	力向上のためには、日本国内のみならず、世界中のユーザの多様なニーズに対応できることが望ましい
	ので、一つの技術方式に絞り込む必要はない』と書かれてありました通り、グローバルビジネスが増え続
	ける現代においては、コンテンツやアプリケーションを世界中の市場とやり取りすることは必須でありまた
	促進されるべきであります。日本はこの重要な既存及び新興の事業分野においてグローバルリーダーと
	なる機会を手にしているのです。それを実現するためには、国際的な協調関係への配慮を忘れてはなり
	ません。
	【(株)Big Picture International】
3-	② 電波の能率的な利用確保のためには、14.5MHz の帯域幅内でガードバンドを必要とせず、ワンセグ
101	受信機と同じ ISDB-T 方式をベースとしている ISDB-Tmm 方式が、最適な技術方式と考えます。
101	文信機と向と1300 「万式をベースとしている1300 「IIIII 万式が、最適な技術方式と考えより。 【(株)フジミック】
3-	中でもISDB-Tmm 方式は、ワンセグ端末と同じISDB-T 方式をベースにしていることから、既存のハー
J-	中でも10DD-11IIIII 万式は、プノゼン端木と回し10DB-1 万式をハー人にしていることから、既任のハー

460	ドナーフ ソフト・マクカナナ セレブロナフェー バインナー 日間サーロロロナロロフィフト・サース
102	ドウェア・ソフトウェア資産を有効に活用することができます。国際市場展開を視野に入れた端末普及の
	観点においても、最適な技術方式と考えます。
	【(株)扶桑社】
3-	ISDB-Tmm 方式は、現在の携帯端末で一般的に利用されているワンセグ受信の技術を流用するもの
103	であり、インフラ事業者、コンテンツ事業者の参入障壁を下げ、ひいてはコンテンツ流通の促進に寄与
	し、早期マーケット育成に貢献できる最適な技術であると考えます。
	【(株)ポニーキャニオン】
3-	グローバルに普及する方式が採用されることで、国外市場への対応が可能になり、コスト競争力のあ
104	る放送設備の提供に繋がると考えられます。
	【マスプロ電工(株)】
3-	②ISDB-Tmm 方式を支持します
105	
	②につきましては、以下がその理由でございます。
	(ア)33 セグー括送信実現による電波の有効利用ができ、効率的なインフラ整備が可能となる。
	(イ)ISDB-T をベースにしていることから、地デジ、ワンセグ等、既存のメディアのハードウェア・ソフトウェ
	ア資産を有効利用できる。
	(ウ)(ア)、(イ)より、早期の事業性確立に優位である。
	(エ)ISDB-T 方式の国際展開戦略との親和性が高い。
	【(株)UIE ジャパン】
3-	受信設備の普及のためには低廉かつ多様な受信設備の開発が重要であり、そのため国内及び国外
106	の多くのメーカの参入可能性を測る観点から、開設計画の審査「受信設備の早期普及」においては国際
	的な普及状況について留意すべきと考えます。
	また、携帯端末向けマルチメディア放送は、他の通信機能を活用することによる放送と通信が連携し
	   たサービスが期待されるところですが、放送と通信を内包するモバイル機器が普及するためには消費電
	力が大きな要素の1つであることから、開設計画の審査においては、低消費電力の実現への取組みや
	計画についても考慮されるべきであると考えます。
	【UQコミュニケーションズ(株)】
3-	ISDB-T をベースにした方式にすることは、地デジおよびワンセグなど既存メディア向けのハードウェア

107	及びソフトウェアリソースを有効に利用できることから、望ましいと考える。また既存リソースの活用が可
	能なことから、早期の事業性確立が図れると思われ、投資資源の早期回収の面からも望ましいと考え
	<b>వ</b> .
	また既に海外への展開を図っている ISDB-T をベースにすることは、従来の展開方針との親和性も良
	く、採用機会も増すことが推測される。それにより設備の標準化が進み、事業展開に際するコスト低減に
	繋がることも推測され、望ましいと考える。【再掲】
	【(株)ルネサステクノロジ】
3-	グローバル市場で普及している方式はマーケットサイズが国内のみの方式に対するマーケットサイズ
108	と比べると非常に大きく、対象となる国内機器メーカー、コンテンツ開発ビジネスにとっては、またとないビ
	│ │ ジネスチャンスと考えます。また、国際競争の促進による結果として得られる視聴者の選択肢や利益もそ
	│ │ れに伴い大きくなると考えます。このため、開設計画の審査においては、グローバル市場での普及への
	   取組みについて留意すべきと考えます。
	【ローデ・シュワルツ・ジャパン(株)】
3-	対象とする 14.5MHz の帯域幅を ISDB-Tmm 一方式とすることで 33 セグの連結送信により、ガードバン
109	  ドを不要とすることから、最も電波を能率的に利用することが可能であると考えます。また、ISDB-T をべ
	ースとしていることで、送信設備においてインフラコストを低減できるだけでなく、既存のソフトウェア・ハー
	   ドウェア資産が有効に活用しやすく、早期のエリアおよび事業拡大が見込まれ、受信機のユーザ利益確
	  保からも市場の醸成に寄与するものとして ISDB-Tmm 方式が望ましいと考えます。
	【匿名】
3-	2) 技術方式はISDB-Tmm を支持します。33 セグー括送信実現による電波の有効利用ができ効率的な
110	│ │ インフラ整備が可能になること、ISDB-T 方式を拡張して作られた方式であることからワンセグ放送等
	   のリソースを有効利用できることならびに ISDB-Tsb との親和性があるという観点から支持します。
	【匿名】
3-	・受託事業者を 1 とする場合、所与の周波数帯域を一括して扱える ISDB-Tmm 方式が、最も効率よく経
111	│ │ 済的であることから、当該放送方式として採用されるべきと考えます。また ISDB-Tmm 方式は、自由度
	│ │ の高いセグメント連結・一括変調による送信と、地上デジタル放送と互換性の高い 13 セグメントまたは
	│ │ 1セグメントの受信との組合せが、周波数利用効率が高く、早期に実用化が可能になり、かつ使用可能
	│ │ な周波数帯域幅へ柔軟に対応できる、世界にも誇るべき技術方式であると考えますので、当方式によ
L	1

	る国際展開も含め、今後の政策に期待致します。
	【匿名】
3-	33 セグの連結送信を実現する ISDB-Tmm 一方式(14.5MHz の帯域幅)とすることで、ガードバンドが
112	│ │ 不要となり、電波を最も能率的に利用することが可能となります。カバー率を早期に達成するためには送
	│ │信設備のインフラコスト低減が重要であり、また本サービスを利用するユーザ利益確保の観点からも
	ISDB-Tmm 方式の採用が望ましいと考えます。
	【匿名】
3-	2) 技術方式はISDB-Tmmを支持します。ISDB-T方式を拡張して作られた方式であることからワンセグ
113	放送等既存メディアのハード・ソフトのリソースを有効利用でき親和性があるという観点から支持しま
	<b>ं</b> क
	【匿名】
3-	方式の選択におきましては、昨今の国内携帯電話市場の飽和や未だ厳しい経済情勢の中で、受信設
114	備の普及の観点から、グローバル市場での端末展開も容易であることを審査基準とされることを希望す
	ると共に、今後、公正な競争環境下でマルチメディア放送サービスが発展するような制度整備が行わ
	れ、マルチメディア放送サービス市場が活性化し、利用者ニーズに対応したサービスが次々に生まれ、
	その結果、マルチメディア放送サービスの多様化、コンテンツ市場の振興に繋がることに期待致します。
	【匿名】
3-	具体的な方式につきましては、33セグメグントー括送信が可能なことより効率的なインフラ構築ができる
115	こと、ISDB-T 方式がベースの為地上波デジタル放送・ワンセグ放送等既存のハード・ソフトを有効活用で
	きること、及びISDB-T方式の国際展開戦略との親和性が高いこと等の理由により、ISDB-Tmmを支持し
	ます。
	【匿名】
3-	候補の方式である「33セグメント連結方式」=「ISDB-Tmm 方式」と「周波数選択方式」=「MedioFLO
116	方式」の二方式のうち ISDB-Tmm 方式を支持します。
	14. 5MHz と言う限られた周波数資源の中、多チャンネル映像や蓄積サービスを提供する上では可能
	な限り十分な帯域を確保する必要があると考えます。
	33セグメントを連結して柔軟に帯域を活用できる ISDB-Tmm 方式に対して、MedioFLO 方式は4つの帯
	域から選択する方式であり、全帯域を満たすためには非効率なシステムを構築する必要があると推測さ

れます。

また、ISDB-Tmm 方式は地上デジタル規格である ISDB-T 方式を基としている為、既存システムとの親和性が高いと考えられます。この為、受信端末の開発に関してもワンセグからの展開が容易であると予想され、開発の短期化による事業性の確保が可能になると考えます。

さらに国際競争力の観点からも、ISDB-T方式を採用している各国への普及の可能性を秘めたものであると考えます。【再掲】

【匿名】

3- 全ての国民にとって有益となる周波数利用・割当がなされるよう、次の内容を希望します。

- ④ 比較審査基準については、放送方式の比較でなく、利用者に有益となる開設計画の評価審査を希望します。
- ⑤ 国際的に普及する方式が国内利用できることは国際的に遅れることなく利用者の利便性向上が図られるなど有益と考えます。さらに放送の普及・発展の観点から国内外問わず健全な競争が行われることを希望します。

【匿名】

### 受信設備の普及に関する意見(その他の意見)

当法人では、携帯電話向けのコンテンツ・サイトを生業とする会員が多数存在する。該当箇所における「受信設備を全国において国民に普及させるための計画の内容がより充実していること」とあるように、携帯端末向けマルチメディア放送が、広く普及している携帯電話で受信出来るようにすることを要望する。

また、現在、携帯電話向けに製作している各種のコンテンツを、出来る限り、同様に、改編することな く、マルチメディア放送波に載せて配信し、受信・ダウンロードしたコンテンツが、そのまま携帯電話で利 用できるような受信設備となるように要望する。

【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】

ご意見の前段については、昨年実施した参入希望調査の結果等を 踏まえれば携帯電話端末が主たる受信設備として想定されますが、具 体的にどのような受信設備の普及計画を定めるかは申請者の判断に よるものと考えます。

ご意見の後段については、受信設備の仕様等は民間で定める標準 規格等によることとなるものと思われますが、携帯端末向けマルチメディア放送においてコンテンツを提供しようとする事業者等も積極的にその検討に参画することによって、多くの関係者にとって、利用しやすい 規格等が策定されることが望ましいと考えます。

開設指針案においては、「受信設備の普及に関する事項」を認定の 要件として盛り込んでおり、今般の意見募集に係る制度整備案につい ての賛成意見と考えます。

【居名】

3-119

3-

118

新しいメディアである携帯端末向けマルチメディア放送へは、従来型の放送のみならず、蓄積型やデータ放送による多種多様なサービスを期待しています。早期の市場成立にはユーザーの利便性が高く魅力的かつ低廉な受信端末の普及が必須であると考えます。

33

3- マルチメディア放送の事業成立の為には、多様な受信端末の普及が必須であることから、さまざまなメ 120 一カーが参入できるよう、普及への取組みについても審査基準とされることを希望します。

【匿名】

### 受託放送役務の提供に関する意見

121

3-

122

受信設備においては、あまねく公平に番組が視聴できる環境を実装すべきであると考える。特定の受託放送事業者あるいは委託放送事業者が提供する番組しか視聴できない受信設備が提供された場合、すべてのレイヤー(受託放送事業、委託放送事業、番組提供事業、サイト運営事業)の競争環境に大きな悪影響を与えるため、優越的な地位を利用して特定の番組の視聴に限定することを強制するようなことが行われないよう、受託放送事業者の責務として委託放送業務の円滑な運営のためどのような施策を計画しているかについても、審査対象として追加されることを要望する。

【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】

今般「マルチメディア放送」として、新たにその定義が設けられる事からも明らかなように、全く新しい放送メディアとして実用化に供されるものであります。

従って、委託放送事業者側の視点で観た場合でも、番組コンテンツそのものの制作や、その番組制作技術、番組送出装置などマルチメディア放送用の技術開発と、メーカ等と受信装置を新規に開発する必要があります。

また今回の「マルチメディア放送」の導入においては、これまでのBSや地D等の新しい放送サービスの導入時期においては通例であった、実験局、放送試験局、また実用化試験局を通じた長期の試験運用無しに、その本放送サービスが開始される事も想定されます。

従って、一般世帯に受信機の普及していない本サービス開始の当初においては、広告収入や有料番組の収入はまったく期待できませんので、受託放送役務の料金その他の提供条件の設定が、受信機の普及状況に関わらず受託放送事業者の収益の観点で設定された場合は、委託放送事業者の収益は大変厳しくなる事が想定されます。

そこで「受託放送役務の提供に関する事項」の審査においては、「委託放送業務の円滑な運営のための取組に関する計画がより充実していること」の中には「受信機の普及状況を勘案した委託放送事業の経営環境への配慮がより大きい事」を含めて審査されるよう強く要望します。また、受託放送事業者と委託放送事業者間の接続インターフェースの柔軟性を審査基準の追加を要望します。

開設指針案においては申請できる周波数を 14.5MHz としており、実際のサービスにおいては一の受託放送事業者が一の技術方式により放送を行うこととなるため、「特定の受託放送事業者が提供する番組しか視聴できない」とのご意見については、ご懸念は無用と考えます。

「特定の委託放送事業者が提供する番組しか視聴できない」という点については、今後行う委託放送業務の認定に係る制度整備の検討に当たっての参考とさせていただきます。

ご意見のうち、「受信機の普及状況を勘案した委託放送事業の経営環境への配慮がより大きい事」との点については、今後の審査に当たっての参考とさせていただきます。

「受託放送事業者と委託放送事業者の接続インターフェースの柔軟性」の点については、委託放送事業者の事業方針によって様々な要望があり得ると想定されるところ、委託放送業務の認定が行われていない現時点において一定の方向性をもって審査・判断することは困難と考えますが、今後の審査に当たっての参考とさせていただきます。

	【全国向け委託事業者連絡会】	
3-	委託放送事業者による多様なサービス提供を促す為、委託放送事業者への負担を可能な限り低減す	課金・認証等のプラットフォーム機能等の在り方については、委託放
123	る必要があります。	送事業者の事業方針によって様々な選択肢があり得ると想定されると
	そこで、受託放送事業者の認定の審査にあたり、委託放送事業者の希望により、受託放送事業者ま	ころ、委託放送業務の認定が行われていない現時点において、一定
	たは関係する事業者がプラットフォーム環境(認証・課金代行を含む)を斡旋または提供する計画を有し	の方向性をもって審査・判断することは困難と考えます。
	ていることが必要と思われます。	
	【全国向け委託事業者連絡会】	
3-	207.5MHz 以上 222MHz 以下の周波数を使用する携帯端末向けマルチメディア放送は、有料課金ビジ	
124	ネスが中心になることが想定されることから、有料放送管理事業者(いわゆるプラットフォーム事業者)が	
	必要となることが予想される。	
	このようなプラットフォーム事業が、受託放送業務の一部として少数の事業者に収斂し、結果これら事	
	業者が多くの権限を有することになると、委託事業者に対する提供条件における公平性の欠如及びサー	
	ビス内容への干渉等の懸念が想定される。	
	従って、サービスを実現するためのプラットフォーム機能の検討およびその提供は、委託事業者が主	
	導の下、行われることが、合理的且つ円滑な事業推進に資すると考える。	
	【(株)ニッポン放送】	
3-	当該基準の設定については賛同します。	
125	但し、有料放送事業において必要となる課金・認証などのプラットフォーム機能については、有料委託	
	放送事業者の事業の根幹となるものであり、委託放送事業者が共同で(第三者への委託を含む)プラット	
	フォーム機能を企画・運営することが合理的且つ円滑な事業推進に資すると考えられます。	
	従って、受託放送事業の認定申請者が、当該プラットフォーム機能を提供することをもって、本件計画	
	の内容が充実しているとは言えず、比較審査上も有利に扱うべきではないと考えます。	
	【スカパーJSAT(株)】	
3-	多様な事業者による参入や、ユーザへの利便性向上に資するために、通信キャリアとの契約関係に	
126	縛られることのない統一的かつ公平なプラットフォームサービスが極力低廉な業務手数料で提供される	
	ことを強く期待します。	
	【(株)スカパー・ブロードキャスティング】	
3-	通信キャリアとの契約関係に縛られることのない統一的かつ公平なプラットフォームサービスが極力低	

127	廉な業務手数料で提供され、多様な事業者による参入や、ユーザへの利便性向上に資することを強く期	
	待します。	
	【(株)eTEN】	
3-	委託放送事業者の円滑な事業参入や業務運営の観点からは、委託放送事業者が開発するサービス	
128	の提供に必要な機能が受託放送事業者により整備され、希望した委託放送事業者に対し当該機能が提	
	供される仕組みが必要であると考えます。受託放送事業者の開設計画の審査においては、上記の点が	
	考慮されている点も評価すべきと考えます。	
	【匿名】	
3-	受託放送事業者の選定に際しては、委託放送事業者において多種多様なユーザニーズ並びにコンテ	今回、技術基準として定めようとしている ISDB-Tmm・MediaFLO につ
129	ンツホルダーの要望に対応できるよう、ストリーミング放送、蓄積型放送、データ放送がバランスよく、か	いては、いずれもリアルタイム型・蓄積型などの様々な放送を行うこと
	つ柔軟に運用可能である点を熟考して頂きたいと思います。	が可能な方式です。
	【匿名】	
3-	基地局の開設計画の認定は1事業者とする指針が示されておりますが、本サービスに係る受託事業	「技術方式の違い等から委託事業者によってはコンテンツの提供が
130	者が 1 社のみでは独占的なサービス提供となり、また技術方式の違い等から委託事業者によってはコン	困難となることも想定され」るとのご意見がありますが、総務省として
	テンツの提供が困難となることも想定され、視聴者の利益となるようなコンテンツ・サービスの充実や料	は、ISDB-Tmm・MediaFLO のいずれも携帯端末向けマルチメディア放
	金競争が起こらず、ひいてはサービスそのものが活性化しない状況となることが懸念されます。従いまし	送を実施する上で適切な技術方式と考えています。
	て受託事業者の認定におきましては、周波数利用効率への配慮は勿論のこと、コンテンツ・サービスや	その上で、携帯端末向けマルチメディア放送の実現に当たっては、
	料金に関する視聴者の利益を十分考慮され受託事業者を認定されることを希望いたします。	無線局の管理・運用を行う受託放送事業者(ハード事業者)と、放送番
	【京セラ(株)】	組を編集し、視聴者に対して放送サービスを提供する委託放送事業者
		(ソフト事業者)を分離したいわゆる「受託放送・委託放送制度」を採用
		することとしています。
		今般の意見募集に係る制度整備案は、受託放送事業者に関する制
		度を定めようとしているものであり、受託放送事業者に対してエリアカ
		バー等に関する一定の規律を課しつつ、別途整備する委託放送業務
		に係る制度において複数の委託放送事業者の参入を認めることによ
		って、これら複数の委託放送事業者間の競争環境を整えることがで
		き、ご意見にあるようなコンテンツ・サービスの充実や料金競争がもた
		らされ、結果として視聴者等に利益をもたらすことが期待できると考え

ます。

なお、開設指針案においては、委託放送業務の円滑な運営のため の取組に関する計画の有無を認定の要件として定めています。

ご意見の1. のうち、受信設備の普及状況に応じた受託放送役務の

3- 携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針にある「限られた周 131 波数を利用して多様な事業者が参入し、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせて放送 番組を提供できるような枠組みとすること」を実現する為には、マルチメディア放送に優位性を持つ特定 の事業者のみならず、マルチメディア放送の特性を活かした新しい放送番組を実現できる委託放送事業

料金の設定に関するご意見については、今後の審査に当たっての参考とさせていただきます。セグメント割当の需要に応じた料金の設定に関するご意見については、セグメント方式を用いる ISDB-Tmm を採用した申請者のみに関係する内容と考えられ、MediaFLO を採用した申請者との間の審査の公平性を期すためには、審査に当たっての参考とすることは困難です。

一方で、委託放送事業者にとって一般世帯に受信機の普及していない本サービス開始の当初では、 広告収入や番組配信収入は期待できないため、受託放送役務の料金その他の提供条件の設定によっ ては、委託放送事業者の収益は大変厳しくなる事が想定されます。

ご意見の2. のうち、受託放送事業者に係る部分については、受託 放送役務の料金が特定の委託放送事業者に対し不当な差別的取扱 いをするものである場合には、総務大臣による変更命令の対象となる ものであり、開設指針案においても「受託放送役務の提供条件の設定 が法令に照らし適正なものになると見込まれること」を認定の要件に定めています。関係する事業者に係る部分については、「関係する事業 者」の意味するところが必ずしも明らかではありませんが、今後行う委 託放送業務の認定に係る制度整備の検討に当たっての参考とさせて いただきます。

そこで、下記3点について、受託放送事業者および関連事業者が自社の利益を優先し、市場原理に 則していない取引を行わないようにすることを要望します。

ご意見の3. については、プログラムガイドは委託放送事業者が提供するものであり、受託放送事業者の審査において考慮に入れることは適当ではないと考えます。

- 1. 受託放送役務の料金: 受託放送役務の料金は受信端末の普及状況及びセグメント割当の需要に応じて変更することを要望します。
- 2.プラットフォーム: 受託放送事業者または関係する事業者がプラットフォーム環境(認証・課金等の代行)を提供する場合に、特定の委託放送事業者のみに、そのプラットフォームが提供されるという不公平な扱いが行われないことを要望します。
- 3.プログラムガイド: 利用者が番組を検索するプログラムガイド等において、特定の委託放送事業者の放送番組を優先して表示するなどの不公平な扱いが行われないことを要望します。

そこで「受託放送役務の提供に関する事項」の審査においては、「委託放送業務の円滑な運営のための取組に関する計画がより充実していること」の中には「特に上記3点について委託事業者への公平な取引への配慮がより大きい事」を含めて審査されるよう強く要望します。

【匿名】

### 電波の能率的な利用の確保に関する意見

者の存在が不可欠であります。

限られた電波資源を能率的な利用するために、合理的かつ具体的な計画および技術を有する事業者を

今般の意見募集に係る制度整備案についての賛成意見と考えま

132	選定することについて適切であると考え賛同いたします。	す。
	【(株)IMAGICA TV】	
その他	開設指針案に関する意見	
3-	新しいサービスを構築するにあたり、基地局整備、受信設備の普及、開発計画の実施能力等は最も	今般の意見募集に係る制度整備案についての賛成意見と考えま
133	重視すべき項目であると考えます。これについて審査を行い相応の事業者を選定することについて適切	す。
	であると考え賛同いたします。	
	【(株)IMAGICA TV】	
3-	本開設指針案における開設計画の認定の要件及び比較審査基準においては、開設計画の合理性、	
134	具体性はもとより、特定基地局の運用によるマルチメディア放送事業を確実に開始し、継続的に運営す	
	るために必要となる財務的基礎、法令遵守及び利用者の利益確保に向けた体制、及び事業の健全な発	
	達と運営への寄与等を総合的に問うものとなっており、適当と考えます。	
	【(株)マルチメディア放送】	
3-	本開設指針案における開設計画の認定の要件及び比較審査基準においては、開設計画の合理性、	
135	具体性はもとより、特定基地局の運用によるマルチメディア放送事業を確実に開始し、継続的に運営す	
	るために必要となる財務的基礎、法令遵守及び利用者の利益確保に向けた体制、及び事業の健全な発	
	達と運営への寄与等を総合的に問うものとなっており、適当と考えます。	
	【匿名】	
3-	携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針によると「時間や周	受託放送役務の料金が特定の委託放送事業者に対し不当な差別
136	波数帯域を柔軟に利用することにより、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせた、従来	的取扱いをするものである場合には、総務大臣による変更命令の対
	にはない新しい放送番組の実現が期待されるものである」及び「このため、規律の検討に当たっては、限	象となるものであり、開設指針案においても「受託放送の提供条件の
	られた周波数を利用して多様な事業者が参入し、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わ	設定が法令に照らし適切なものになると見込まれること」を認定の要件
	せて放送番組を提供できるような枠組みとすることが必要である」と示されています。	に定めています。
	従って、多様な事業者が公平に番組提供を可能とする仕組み等や受託放送設備等の提供、及び標準	民間で定めるべき標準規格等については、委託放送業務への参入
	規格 ARIB-STD や運用規定 ARIB-TR 策定の公平性の担保を、受託放送事業者選定の審査基準に勘	を希望する事業者等も積極的にその検討に参画することによって、公
	案頂きたい。	平な規格等が策定されることが望ましいと考えます。
	【全国向け委託事業者連絡会】	
3-	当法人では、携帯コンテンツプロバイダが会員として多数存在し、各社の携帯端末向けマルチメディア	今後行う委託放送業務の認定に係る制度整備に当たっては、今回
137	放送への関与としては、委託放送事業者もしくは番組製作提供・コンテンツ提供の立場となる。特に後者	と同様に意見募集を実施することを予定しています。

	となることが多いと想定され、今後予定されている委託放送事業者の申請および決定に至るプロセスに	
	おいて、番組コンテンツ提供側の意見をその制度に反映する機会を頂けるよう、同様のパブリックコメント	
	の募集が行われることを要望する。	
	【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】	
3-	5 そして、想定しうるトラブルに対応する「相談窓口」のようなものも必要かと考えます。トラブル発生時	ご意見の前段(5)については、開設指針案において「受託放送事業
138	の「責任分担」も明確にして頂きたいところです。	者及び委託放送事業者の責任に関する事項」の記載を求めるととも
	6 今後は、実際のサービスを提供するソフト事業者の選定も進められると思いますが、その手続におい	に、「受託放送役務の提供条件の設定が法令に照らし適正なものにな
	ても、業界の都合だけに配慮するのではなく、消費者の立場にも目配りをした制度や事業者の取組を	ると見込まれること」を認定の要件に定めています。
	期待します。	ご意見の後段(6)については、今後行う委託放送業務の認定に係
	【(財)日本消費者協会】	る制度整備についての検討に当たっての参考とさせていただきます。
3-	ICT 産業においては、グローバルな規模での普及拡大の可能性自体がより大きなエコシステムを形成	今般の意見募集に係る制度整備案についての賛成意見と考えま
139	し、その結果、インフラ・端末双方におけるコスト低廉化、ひいてはビジネスリスクの低減や消費者利益の	す。
	   創出に繋がると考えます。この潮流は、携帯端末向けマルチメディア放送においても例外ではないと考え	
	ます。	
	弊社はこれまで、講演や発表会等のさまざまな活動を通じて携帯端末向けマルチメディア放送の認知	
	向上や期待感の醸成に努めて参りました。また、多くのメーカー様やコンテンツプロバイダー様等のご参	
	加のもと実証試験を行い、携帯端末向けマルチメディア放送の円滑な導入に向けた準備を推進しており	
	ます。	
	今回、開設計画の認定にあたり、申請者の取組みの実績や計画を評価する指針を示されたことに賛	
	意を表します。本指針に基づき、具体的な消費者利益の観点から審査が行われることに期待致します。	
	【メディアフロージャパン企画(株)】	
3-	この市場志向型メカニズムが広く普及した成熟経済の時代に、もっとも公平、客観的かつ透明性を誇	開設計画の認定に当たっては、電波法の規定に基づき電波監理審
140	らねばならない周波数割当において、旧態依然たるコマンド・コントロール型の比較審査のような手順が	議会に諮問することが求められています。また、審査結果については、
	採用されたというのは非常に残念であり、ひいては日本が世界の趨勢に合わせる機会を自ら逸したとも	企業の経営情報の秘匿等に支障のない範囲内で可能な限り公表して
	言えます。もし、この比較審査(世界的な視点においても、主観的、不透明であり、潜在的に不公平であ	いく考えです。
	ると見られています。)という手段が敢えてとられるのであれば、それに対して以下の要請をさせて頂きた	
	いと思います。	
	比較審査をすべての関係者に対してオープンにして頂きたいと思います。国会中継がTVで放映され	

三役会議が YouTube で見られるように、総務省における事業者決定のプロセスも公にされるべきと考え
ます。より透明かつ開放的なガバナンスへの移行は紛れもなく起きつつあることであり、それこそがインタ
ーネット時代の象徴ともいうものであります。
【(株)Big Picture International】

### 4. その他の意見

No.	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
4-1	テレビ放送のデジタル化による周波数再編が、特定の企業に偏ることなく全ての国民にとって有益とな	今般の意見募集に係る制度整備案についての賛成意見と考えま
	る周波数利用・割当がなされることを希望いたします。	す。
	技術的条件の一部答申に基づき、複数放送方式が整備されることは、利用者の選択肢が広がるほか	
	事業者の競争原理が働くことにより国民にとっての有益なサービスが提供されることと考えられるため改	
	正案に賛成します。	
	【匿名】	
4-2	今回の制度整備案では、昨年8月に示された基本的方針による地方ブロック向け放送(VHF-LOW帯)	90~108MHz帯(いわゆるVHF-LOW帯)を用いて実現する放送につ
	に関しては示されておりません。一方、ラジオ放送の将来像について種々検討が始まり、音声放送の重	いての制度整備を行うに当たっても、今回と同様に意見募集を実施す
	要性が指摘されています。	ることを予定しています。
	また、諸外国においてもデジタル・ラジオ放送、受信機の実用化、普及が進行しております。	
	昨年7月の意見募集の際にも意見書を提出しておりますが、今後、地方ブロック向け放送(VHF-LOW	
	帯)に関する制度整備を進めるに当たっては、これらの動きを勘案しつつ、我々音声放送事業者が意見	
	を陳べる機会が得られるようご配慮をお願い致します。	
	【独立FM15社メディア開発研究会】	
4-3	平成21年10月に情報通信審議会より答申された、VHF帯マルチメディア放送方式では、207.5M	VHF-LOW 帯については、昨年夏に策定した基本的方針に係る意見
	Hz以上222MHzのマルチメディア放送に加え、90MHzから108MHzにて、ISDBーTsb方式を用いる	募集手続において、NHK の関与を求める者が多かったこと、また、昨
	マルチメディア放送も含まれています。	年秋に実施した参入希望調査の結果、NHK が一定の意見を表明した
	今回の標準方式の改正案には、90MHzから108MHzの放送方式が含まれていません。同帯域で	こと等を踏まえ、制度整備を進めるにはなお検討が必要と考えている
	のマルチメディア放送の実現を目指し各種検討を進めている当協議会としては、今回同帯域での送信の	ものです。
	標準方式に係る制度整備が行われなかった理由と、今後のスケジュールをお伺いしたい。	今後の制度整備のスケジュールについては、現時点では未定です。
	【VHF-LOW帯マルチメディア放送推進協議会】	
4-4	情報通信審議会より答申されたマルチメディア放送の放送システムでは、VHF-LOW 帯に適用される	
	ISDB-Tsb 方式を用いたマルチメディア放送が含まれておりますが、今回の制度整備では、VHF-LOW 帯	
	のマルチメディア放送に関する制度整備が含まれておりません。当フォーラムは地域ブロック別マルチメ	
	ディア放送おけるビジネスを検討しているワーキンググループが多数あり、事業参入を視野に日々研究	
	を重ねております。今回、VHF-LOW帯マルチメディア放送の制度整備が行われなかった理由および今後	

	の制度整備のスケジュールをお伺いしたい。
	【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】
4-5	情報通信審議会より答申されたマルチメディア放送の放送システムでは、VHF-LOW 帯に適用される
	   ISDB-Tsb 方式を用いたマルチメディア放送が含まれておりますが、今回の制度整備では、VHF-LOW 帯
	のマルチメディア放送に関する制度整備が含まれておりません。昨年実施された参入希望調査では
	VHF-LOW 帯マルチメディア放送についても対象となり、当社も参入希望するむね意見を提出しておりま
	した。今回、VHF-LOW 帯マルチメディア放送の制度整備が行われなかった理由および今後の制度整備
	のスケジュールをお伺いしたい。
	【大阪マルチメディア放送(株)】
4-6	情報通信審議会より答申されたマルチメディア放送の放送システムでは、VHF-LOW 帯に適用される
	ISDB-Tsb 方式を用いたマルチメディア放送が含まれておりますが、今回の制度整備では、VHF-LOW帯
	のマルチメディア放送に関する制度整備が含まれておりません。昨年実施された参入希望調査では
	VHF-LOW 帯マルチメディア放送についても対象となり、当社も参入希望するむね意見を提出しておりま
	した。今回、VHF-LOW 帯マルチメディア放送の制度整備が行われなかった理由および今後の制度整備
	のスケジュールをお伺いしたい。
	【北日本マルチメディア放送(株)】
4-7	今回の制度整備では、VHF-LOW帯に関する制度整備が含まれておりません。情報通信審議会より答
	申されたマルチメディア放送の放送システムでは、90MHz 以上108MHz 以下の VHF-LOW 帯および20
	7. 5MHz 以上222MHz 以下の VHF-HIGH 帯の放送が含まれております。昨年実施された参入希望調
	査ではVHF-LOW帯のマルチメディア放送についても対象となり、当社も参入希望するむね意見を提出し
	ておりました。今回、VHF-LOW 帯マルチメディア放送の制度整備が行われなかった理由をお伺いすると
	ともに、今後の制度整備のスケジュールを教えていただきたいと思います。
	【九州・沖縄マルチメディア放送(株)】
4-8	情報通信審議会より答申されたマルチメディア放送の放送システムでは、VHF-LOW 帯に適用される
	ISDB-Tsb 方式を用いたマルチメディア放送が含まれておりますが、今回の制度整備では、VHF-LOW 帯
	のマルチメディア放送に関する制度整備が含まれておりません。
	昨年実施された参入希望調査では VHF-LOW 帯マルチメディア放送についても対象となり、当社も参
	入希望するむね意見を提出しておりました。

	今回、VHF-LOW 帯マルチメディア放送の制度整備が行われなかった理由、および今後の制度整備の	
	スケジュールをお伺いしたい。	
	【中国・四国マルチメディア放送(株)】	
4-9	情報通信審議会より答申されたマルチメディア放送の放送システムでは、VHF-LOW 帯に適用される	
	ISDB-Tsb 方式を用いたマルチメディア放送が含まれておりますが、今回の制度整備では、VHF-LOW 帯	
	のマルチメディア放送に関する制度整備が含まれておりません。昨年実施された参入希望調査では	
	VHF-LOW 帯マルチメディア放送についても対象となり、当社も参入希望するむね意見を提出しておりま	
	した。今回、VHF-LOW 帯マルチメディア放送の制度整備が行われなかった理由および今後の制度整備	
	のスケジュールをお伺いしたい。	
	【東京マルチメディア放送(株)】	
4-10	今回の制度整備では、VHF-LOW帯のマルチメディア放送の制度整備が省かれております。答申に	
	おいてはVHF-LOW帯での技術方式も明確にされており、かつ昨年の参入希望調査においてもVHF	
	ーLOW帯も含まれておりました。	
	よって、当社も参入希望すべく意見提出をいたしました。	
	今回のVHF-LOW帯の制度整備が省かれた事由を明確にして頂くと共に今後の考え方を示して頂	
	きたくお願いします。	
	【中日本マルチメディア放送(株)】	
4-11	現行の電波法において、特定基地局の開設計画の認定を受けて半年後から認定帯域の電波利用	ご意見の点は、今後の電波利用料に関する検討に当たっての参考
	料を払うことになっているが、新規に立ち上がる事業に対しての事業者には認定から事業開始まで	とさせていただきます。
	時間がかかることから、認定帯域の電波利用料を半年後からではなく、無線局免許交付から等に緩	
	和する措置の導入を求めます。	
	【モバイルメディア企画(株)】	